

肌寒くなったら、そろそろ贈与の季節！

●贈与税の課税対象者数は減少傾向！

2020年中に「暦年贈与」で贈与税の申告納税をしたのは36万4,000人、贈与総額が1兆4,237億円(平均391万円)でした。一方「相続時精算課税」は4万人で贈与総額6,788億円でした。

贈与人数は前年より減ったものの、贈与総額は増加し、1人当たりの贈与額も増えています。



●住宅取得資金の贈与は最大1,110万円

住宅取得資金の贈与は、改正で今年から最大1,000万円までが非課税に！

対象期間	2022年1月から2023年末まで
贈与者	父母／祖父母（直系尊属）
受贈者	満18歳以上の成人（3/31以前は20歳）
所得制限	（受贈者は合計所得）2,000万円以下
非課税枠	省エネ住宅1,000万円まで (その他の住宅は500万円)



◆活用方法その1

暦年贈与との合わせ技で、1,110万円を非課税で贈与できます。

◆活用方法その2

相続時精算課税制度（非課税枠：2,500万円）との組み合わせなら、最大3,500万円を非課税対象に。2,500万円部分は、将来の相続発生時に相続税の課税対象でも、住宅ローンなしで若いうちに自分名義のマイホームを持つ点はメリットといえましょう。

★建てて贈与するか？資金を贈与するか？

資金を贈与せず、「親が建物を建てて住まわせ、将来相続させる」選択肢もあります。

なお将来、親から自宅を相続して居住し、小規模宅地の評価減（▲80%）の特典を得るなら、「家なき子」（自宅は持たない）にしておくことがポイントに！

●今年の贈与を考えるポイント



◆気になる相続税と贈与税一体化の改正！

2年前の税制改正大綱で見直し方針が提示されて注目が集まりましたが、9月に税制調査会で「相続税・贈与税に関する専門家会合」が設置され、具体的な議論が進む方向に。

見直し内容は“現行3年の生前贈与加算の期間が、10年などへの延長”説が強く、そうなると贈与による相続税の節税メリットはなくなります。

◆かしこい贈与で“こころ”を贈る！

節税メリットがなくても、贈与の意味がなくなることはありません。贈与の本質は、才カネを贈るだけでなく“親ごころ”にあります。子や孫を大切に想う愛情が伝えられるなら、それだけで十分意味があるのでは？さらに、高齢者層に滞留する金融資産が贈与で若い世代に移転し投資や消費に回れば、経済の活性化にも。

◆こころも身体も元気なうちに！

2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になる時代。判断能力がなくなると、贈与もできません。ご決断はお早めに！

●お得な暦年贈与は18歳から！

成人年齢引下げで、18歳以上の子や孫に有利な税率で贈与ができるようになりました。大学進学時に、まとまった資金を贈与するなんて活用法も…。

といっても、親や祖父母が子・孫の学費を負担するのは元々贈与とはされません！ポイントは、お金を渡さず、「支払先の学校等への直接の送金」です。

特例贈与と一般贈与の税率比較表（暦年贈与）

贈与金額	特例贈与	一般贈与
	18歳以上の子、孫	未成年者、兄弟、夫婦
200万円以下	10%	10%
300万円以下		15%
400万円以下	15%	20%
600万円以下	20%	30%
1,000万円以下	30%	40%
1,500万円以下	40%	45%
3,000万円以下	45%	50%
4,500万円以下	50%	
4,500万円超	55%	55%